

兵庫県地域職業能力開発促進協議会の構成員の募集について
(リカレント教育を実施する大学等)

兵庫労働局では、令和4年10月に施行された職業能力開発促進法第15条の規定に基づき、兵庫県地域職業能力開発促進協議会を設置し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握、検証を通じた訓練内容の改善等の取組について協議を行うこととしております。

つきましては、本協議会にご参加いただく構成員を下記のとおり募集します。

1 募集要件（参加資格）

- ①学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ②大学等の取組内容について、本協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

2 任期

令和9年3月31日まで

3 応募方法

令和8年4月30日（木）までに、応募様式に必要事項をご記入の上、下記の応募先へ電子メール（件名は「協議会委員の応募について」）でご提出ください。

4 構成員の選定

選考結果については、応募者に対して後日ご連絡いたします。

5 応募先

兵庫労働局職業安定部訓練課 協議会担当
メールアドレス：hyogo-kunren2@mhlw.go.jp
TEL：078-367-0801